

テーブルクロスエンジェル代理店契約書

株式会社テーブルクロス（以下、「甲」という。）と

_____（以下、「乙」という。）

は、以下の通り契約する。

（目的）

- 第1条 本契約は、甲が運営する社会貢献ができるグルメアプリテーブルクロス（以下、「テーブルクロス」という。）のエンジェル倶楽部の募集業務、テーブルクロス加盟店の募集業務、エンジェル代理店の募集業務（以下、「募集業務等」という。）を乙に委託する取引に関する事項を定めることを目的とする。
- 2 甲及び乙は、テーブルクロスの利用者拡大を通じてテーブルクロスの業務拡大に資する方法の開発と実行について、誠実に協力し合うことを約する。

（募集委託）

- 第2条 甲は、本契約に基づきテーブルクロスの募集業務等を乙に委託し、乙は加盟金の入金確認後これを受託する。

（商標等）

- 第3条 乙は、別紙1に記載する商標及び甲により許諾された商標並びに施設その他の使用権を本契約の範囲においてのみ使用できるものとし、募集業務等以外の使用及び第三者への使用・転貸は禁止する。

（代理店の表示）

- 第4条 乙は、乙の宣伝媒体等に「甲代理店、〇〇取扱店、〇〇サービス提供店」等の表示に努め、テーブルクロスに関するパンフレット、カタログ、ポスター、チラシ等（以下「サービス案内等」という。）にて、顧客に対する情報提供に努める。

（募集の方法）

- 第5条 乙は、テーブルクロスの募集業務等に当たり、顧客へのテーブルクロスの紹介・説明・申込みの勧誘、顧客からの申込書の入手、記載内容の確認及び甲への取次等を行うことにより、甲と顧客の間の契約を仲介するものとする。ただし、代理店の名前を用いて契約締結することはできない。
- 2 乙は甲の事前の同意を得ず、顧客である募集店に対し、乙が個別にマージンを上乗せしたり、テーブルクロスの料金を改定したり、諸条件を改定して募集業務等をしてはならない。
- 3 乙は顧客に対し、テーブルクロスの個々の取扱条件及び取扱上の注意事項を遵守するよう説明義務を果たし、その旨、乙は自己の従業員へ周知徹底に努めなければならない。

（仲介）

- 第6条 乙が甲と顧客間の契約を仲介する場合、乙は、甲があらかじめ作成した契約書又は注文書若しくは申込書等（以下、「契約書等」という。）の内容を顧客に説明しなければならない。
- 2 前項に当たり、甲は乙に対して必要なサービス案内等を提供し、かつ募集業務等が円滑に進むよう必要なサポートをする等協力するものとする。
- 3 甲は、前2項に基づき、甲と顧客の間で契約書等が締結され顧客から広告費が支払われた場合、当該顧客に係る委託料を乙に支払うものとする。

（報告義務等）

- 第7条 甲及び乙は、前2条に記載する募集業務等に伴い顧客と契約書等を締結したときの他、顧客との契約上の問題を生じたとき又は本条第4項に記載する回収活動を行ったときは、相手方にメール又は報告書の形式（対応日時、対応場所、担当者名、相手方の氏名、対応内容等）をもって事実関係の経緯等の詳細を速やかに報告するものとし、甲の指示がある場合には、甲の指示を優先して対応するものとする。
- 2 甲は第11条に定める委託料に関する計算の内容を乙にメール又は報告書の形式にて報告するものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方が希望する場合には、通常の営業時間内において、前2項の報告書の作成の根拠となった資料の閲覧を認めなければならない。
- 4 甲は、乙の募集業務等で契約を締結した顧客からテーブルクロスの利用料金の入金が入金予定日に確認できない場合、乙に対し、入金がされていない事実を通知し、甲と乙が共同して顧客に対応し、回収活動にあたるものとする。

（サービス料金の改訂）

- 第8条 甲は、テーブルクロスの料金を必要に応じて、乙の許可無く改訂することができる。ただし、甲は料金を改訂する場合には、実施1か月前までに乙に対し、書面又はメールにて通知するものとし、改訂後のサービス案内等並びに契約書等を速やかに提供しなければならない。

（報酬）

- 第9条 乙の本契約に基づく募集業務等の報酬は以下の通りとする。
- 1 加盟させた飲食店の広告料から寄付分を除いた金額の10%
但し、外部連携にかかる広告売上は半額となる。
 - 2 エンジェル倶楽部に入会した入会金の10%
 - 3 エンジェル代理店に入会した登録料の85%

（報酬の改訂）

- 第10条 甲は、経営環境の変化や市場の変化、その他やむを得ない事情があるときは、甲乙協議の上、乙の報酬について前条の料率を変更することができる。

（報酬の支払方法）

- 第11条 甲は、第9条の報酬を毎月1日から末日までの間に入金又は回収された募集業務の売上を元に計算し、翌々月末日限り、乙の請求に基づき指定された口座に振り込んで支払うものとする。ただし報酬が五千円に満たない場合は、繰り越される。

（費用負担）

- 第12条 代理店加盟金は10万円（税別）とする。また、乙が行う本契約における募集業務等に係る募集促進のための費用は、乙が負担するものとする。

（禁止行為）

- 第13条 甲及び乙は、以下の行為を行わないものとする。
- (1) テーブルクロスの利用者の拡大に当たり、障害又は敵対するような事業活動。
 - (2) 本契約に基づき相手方より提供された資料等の情報を本契約事項以外の目的で使用すること。
 - (3) テーブルクロスの商品をパッケージ販売をすること。

（秘密保持）

- 第14条 甲及び乙は、相手方の文書による事前の承諾なしに本契約に関連して知り得た相手方の技術上及び営業上の情報であって、次の各号の位置に該当するもの（以下、「秘密情報」という。）を第三者に開示、漏洩し又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。
- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、写真、フィルム及びその他本契約に関する資料等の書面、並びに電子媒体により開示される情報
 - (2) 秘密である旨が明示されていない上記に定める情報及び口頭により開示された情報につき、開示後7日以内に開示者から被開示者に、書面により、当該情報が秘密であると告知された情報
- 2 前項の規定は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、適用されない。
- (1) 相手方から開示を受けた時点で既に公知のもの又は開示後、被開示者の責によらず公知となったもの。
 - (2) 相手方から開示を受けた時点で既に自らが適法に保有していたもの。
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したもの。
 - (4) 開示された情報によらずして被開示者が独自に開発した情報。
- 3 本条の規定に反して甲又は乙が第三者に秘密情報を開示、漏洩し又は本契約の履行以外の目的に使用した場合には、その者は相手方に対し、相手方が被った損害を賠償しなければならない。
- 4 募集業務を行う上で代理店が顧客の個人情報を取扱うことは一切ないものとし、乙は、口座情報ははじめ顧客の個人情報を取得しないものとする。

（本契約の譲渡）

- 第15条 乙は、書面による甲の事前の同意を得て、事務手数料27,000円（税別）を支払い本契約上の地位、権利又は義務の一部又は全部を第三者に譲渡、変更手続きをすることができる。ただし甲の認める譲渡資格のあるものに限られる。

（契約の解除）

- 第16条 甲又は乙は、次の各号の一つにでも該当したときは、催告を要せず、相手方に書面による通知により、本契約を解除することができる。
- (1) 他から仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (2) 破産、再生手続、会社更生手続の申立てを受け、若しくは自らこれらの申立てをしたとき
 - (3) 自ら振出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受けるなど、支払停止状態に至ったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (4) 事業の廃止、解散の決議をし、又は官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - (5) 経営が相当悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (6) 反社会的勢力との関係性を疑わせる事由があったとき
 - (7) 未成年または、学生であることがわかったとき
 - (8) その他前各号に準ずる事由があるとき

- 2 前項に定める場合を除き、甲及び乙の一方は、本契約の条項又は当事者間のその他の契約事項の一つにでも違反し、相当の期間を定めてその違反の是正を依頼したにもかかわらず、期間内に相手方がこれに応じないときは、本契約を解除することができる。
- 3 本条に基づき、本契約が解除された場合、解除された甲又は乙は、本契約解除のときまでに被った本条と相当因果関係のある損害に対する金額を、相手方に直ちに現金で支払う。

(契約終了後等の措置)

第17条 理由の如何を問わず本契約が終了したときは、本契約終了前までの委託料のみ支払われる。契約終了以降の紹介業務は受け付けられないものとする。

(損害賠償の請求)

- 第18条 本契約に定める他、乙は、本契約の各条項その他利用規約等に違反し、又は故意もしくは過失により、相手方に損害が発生した場合には、相手方に対し、相手方に生じた損害を直ちに賠償する責を負うものとする。
- 2 乙は、自らの責に帰する事由により、本契約に関し、顧客を含む第三者との間でクレーム、調停および訴訟等の紛争が生じた場合、自らの責任と費用負担をもってこれに対応するものとする。

(責任制限)

第19条 甲は、天災地変、公権力による命令処分、ストライキ、サイバーテロ等甲の責めによらない事由により、テーブルクロスの全部又は一部を提供できない場合、及び、提供が遅延する場合については、乙に対し、損害賠償等の責任を一切負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第20条 甲及び乙は、自己又は自己の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)、代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下、併せて「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (1) 未成年または、学生である。
- 2 甲又は乙は、前項の確約に反して、相手方又は相手方の役員、代理人若しくは媒介をする者が反社会的勢力あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 3 前項に基づき本契約が解除された場合には、解除された者は、当該解除により生じたいかなる損害賠償も請求しない。

(代理店加盟料、諸費用)

第21条 乙は、甲の定めるエンジェル倶楽部入会金と代理店加盟料の諸費用を、所定の銀行口座に又はクレジットカードでエンジェル代理店申込後1週間以内に支払わなければならない。なお、当該加盟料、諸費用は、本契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した会費、入会諸費用は返還できません。

(中途解約)

第22条 甲乙は、1か月前に予告することにより、本契約を中途解約することができる。

(有効期間)

- 第23条 本契約の有効期間は、本契約の規定に基づいて途中で解除、解約される場合を除き、本契約の締結日から1年間とする。但し、次の各号の一つにでも該当したときは、契約期間をさらに1年延長するものとし、以後も同様とする。
 - (1) 契約期間中に募集業務を1度でも行う。
 - (2) 勉強会やセミナーなど、甲が主催するイベント等に1度でも出席する。

(管轄裁判所)

第24条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(存続条項)

- 第25条 本契約の終了後といえども、第14条(秘密保持)、第16条3項(契約の解除)、第17条(契約終了後の措置)、第18条(損害賠償の請求)、第23条(管轄裁判所)及び本条については、なお有効に存続するものとする。但し、第17条(秘密保持)については、契約終了後3年に限るものとする。
- 2 甲又は乙の本契約に係る事業を第三者へ譲渡又は終了する場合、譲渡又は終了する日より90日間におけるテーブルクロスの継続提供について、甲乙協議の上、決定するものとする。

(誠実協議)

第26条 本契約に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書に乙が署名の上、保有し、甲が本書の写しを保有する。

平成_____年_____月_____日

甲 住所：東京都新宿区四谷4-3-1 ワールド四谷ビル7階

株式会社テーブルクロス

代表取締役 城實 薫

乙 住所：

署名：

ver.2018/5/24